かわの情報誌

特集

滋賀県

道づくりでも治水
～盛土構造物設置等ガイドラインを策定しました～

大阪市

住吉川の耐震対策事業について

京都府

千年の都を流れる鴨川を、安心・安全で美しく親しまれるものとして次の世代に引き継ぐために
～京都府鴨川条例～

2015 夏号
NO. 90

かわの情報誌　“さらさ”　第90号

ページ

特集

3 **道づくりでも治水　～盛土構造物設置等ガイドラインを策定しました～**
滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室　辻 光浩

6 **住吉川の耐震対策事業について** … B
大阪市下水道河川部河川課　青木 清隆

8 **千年の都を流れる鴨川を、安心・安全で美しく親しまれるものとして次の世代に引き継ぐために　～京都府鴨川条例～**
京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長　北野 俊博

トピックス

12 **京都市「雨に強いまちづくり」** … C
都市再生整備計画 一乗寺地区 ～第二太田川調整池の完成～
京都市建設局土木管理部河川整備課　鳥取 恵実

13 **河川事業の意外な効果！？ストック効果の広報を始めました**
近畿地方整備局河川部河川計画課　奥野 真章

15 **栗柄（くりから）ダムの竣工** … D
兵庫県県土整備部河川整備課　森野 正之

17 **切目川（きりめがわ）ダムの竣工** … E
和歌山県県土整備部河川課　小宗 茂揮

INFORMATION

19 **和歌山県土砂災害啓発センターについて** … F
和歌山県県土整備部砂防課　西岡 恒志

21 **瀬田川ぐるりさんぽ道**
完成記念ウォークラリーを開催！ミズベリングも同時開催！ … G
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所調査課　中川 裕嗣

23 **平成27年4月　第7回　世界水フォーラムin韓国テグ市**
～滋賀県における水政策の取り組みを世界に発信しました～
滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室　辻 光浩

25 **水辺で乾杯　ーMIZCANー**
近畿地方整備局　河川部河川環境課

イベント情報

27 *・平成OSAKA天の川伝説2015　etc*

Ⓐ

芥川（あくたがわ）（大阪府高槻市）
ＪＲ高槻駅から西へ１キロすすむと、４月末頃から、大量の鯉が空を泳ぐさまが見られることがあります。
大阪と京都を流域にもつ芥川では、今年も４月下旬から１週間、鯉が空を泳ぎました。こいのぼりフェスタ１０００と題される中日には、学生や消防隊の演奏が行われます。（芥川桜堤公園）

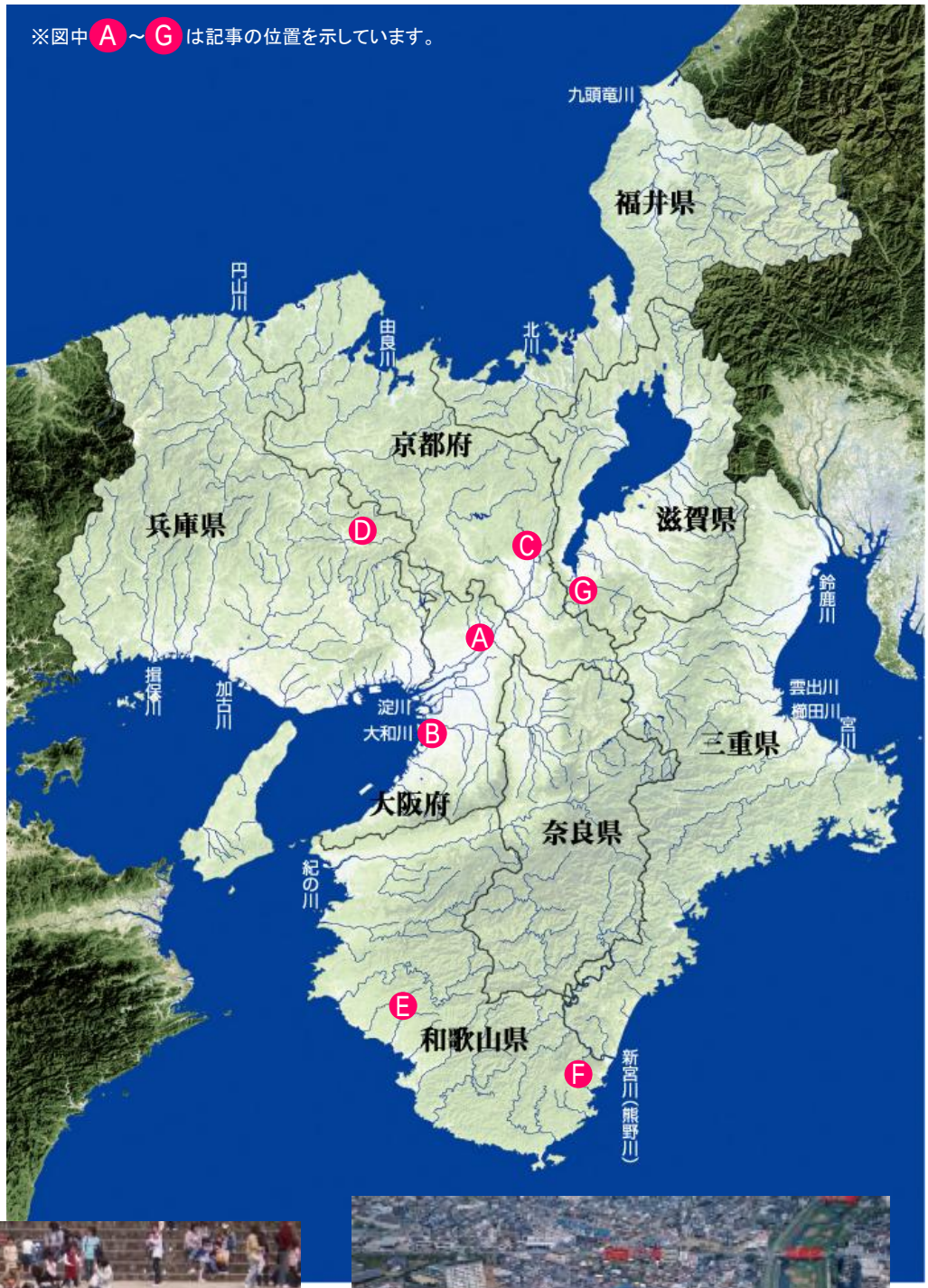

フェスタの様子

航空写真（芥川桜堤公園）

道づくりでも治水

～盛土構造物設置等ガイドラインを策定しました～

http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/jyourei/files/25-guideline.pdf

滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室　　辻　光浩

1. はじめに

滋賀県では、平成 26 年 3 月に滋賀県流域治水の推進に関する条例を制定し、どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避ける（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策「ながす」対策に加えて、川の外の対策「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に進めていく治水を実践しています。

この取り組みのポイントは、大きな河川だけでなく、下水道や農業用排水路などの身近な水路のはん濫も想定した浸水予測図「地先の安全度マップ」を基礎情報として、様々な施策を組みあわせて実施している点です。滋賀県が進める流域治水政策のうち、今回は、道づくりでも治水、～盛土構造物設置等ガイドラインの策定～について情報提供します。

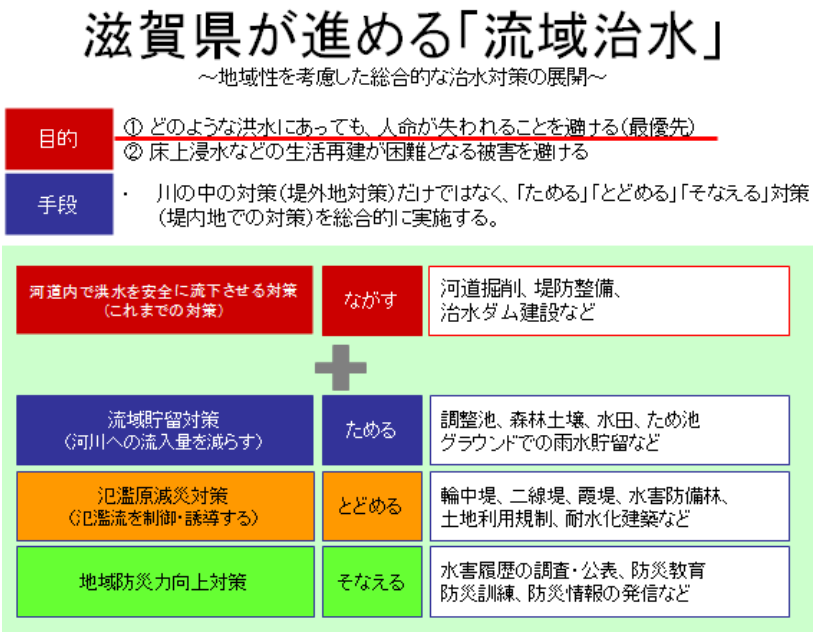

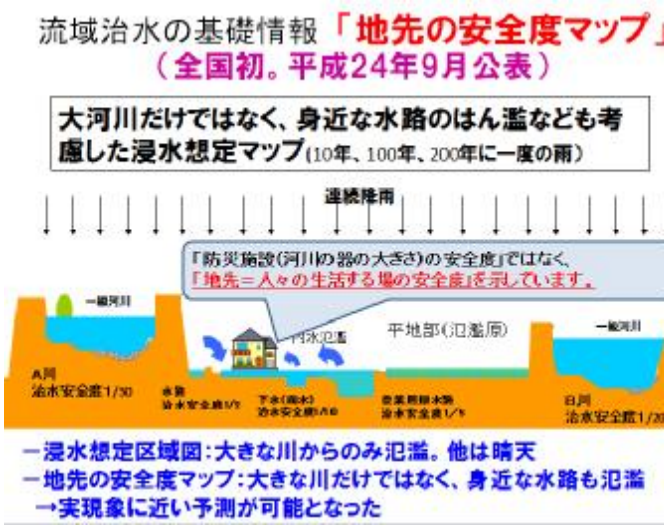

2. 滋賀県流域治水条例第 25 条「盛土構造物の設置等に対する配慮」規定の概要

流域・氾濫原を横断する道路・鉄道等の連続盛土構造物を設置する場合、当該施設が氾濫流をせき止めることとなり、氾濫流の上流側では浸水被害を助長することがあります。一方で、下流側では浸水被害が軽減する場合があります。

過去においては、水害のリスクを認識した地元住民、市町からの請願により、避溢橋（ひいつきょう：上流側の浸水被害を回避するため、盛土にかえて橋梁形式にしたもの）が整備された事例も見受けられます。県内では、新幹線や高速道路にみられます。

こういった中で、滋賀県では、「地先の安全度マップ」を活用することにより、事業実施前後の水害リスクの変化を定量評価することが可能となったこともあり、条例第 25 条において、道路、鉄道等の大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、その周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならないこととしています。

そして今般、条例第 25 条の目的を達成するため、 大規模な盛土構造物の設置等をしようとする者が、当該盛土構造物の設置等に際して、具体的に行う事務手順等を整理した「流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る盛土構造物設置等ガイドライン」を策定したものです。

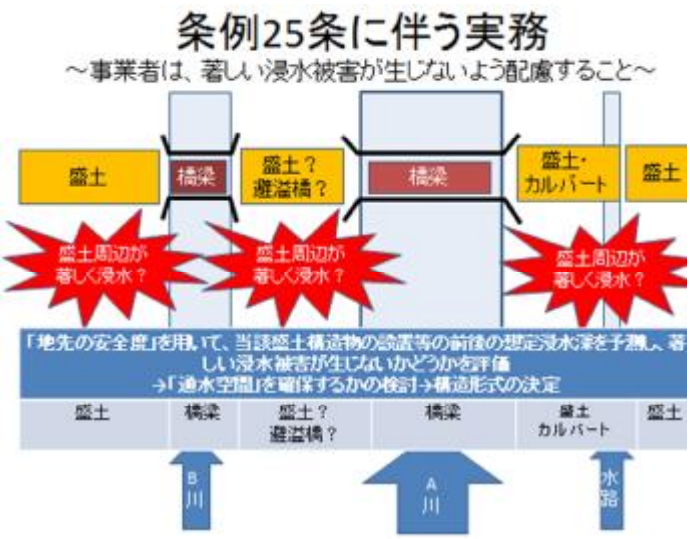

3.盛土構造物設置等ガイドラインの内容

ガイドラインには、大規模な盛土構造物の設置等を行おうとする場合、 ①浸水リスクの調査方法、②大規模な盛土構造物の設置等による浸水被害の予測評価の技術的基準、③手続き規定を示しています。

ポイントは次の３点です。

1. 「地先の安全度」を用いて、盛土構造物設置等の前後の想定浸水深を予測評価
2. 著しい浸水被害が生じるおそれがある場合は、浸水被害の予測評価を踏まえた必要な措置の検討（開口部等、設計内容の精査）
3. 盛土構造物設置等をしようとする者は、地元等関係者に浸水被害のリスクをより正確に理解していただけるよう、検討結果を説明等に用いる

ガイドラインの制定により、滋賀県では「道づくりでも治水」を具体的に運用する仕組みを構築しました。引き続き、水害に強い地域づくりを進めてまいります。

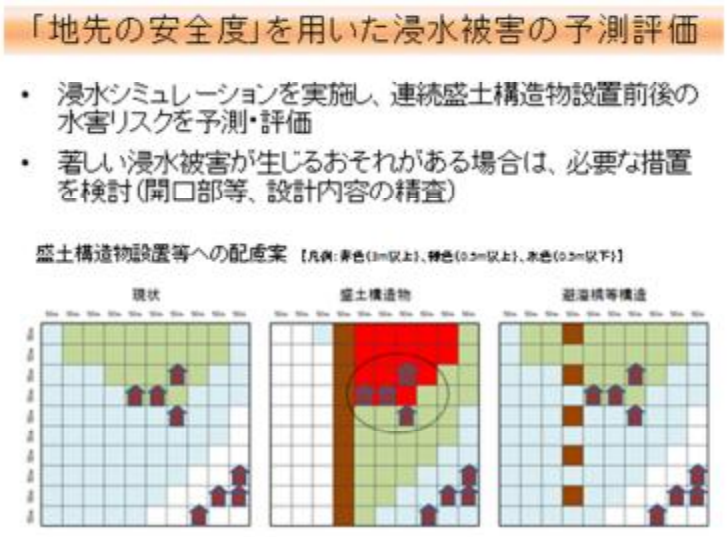

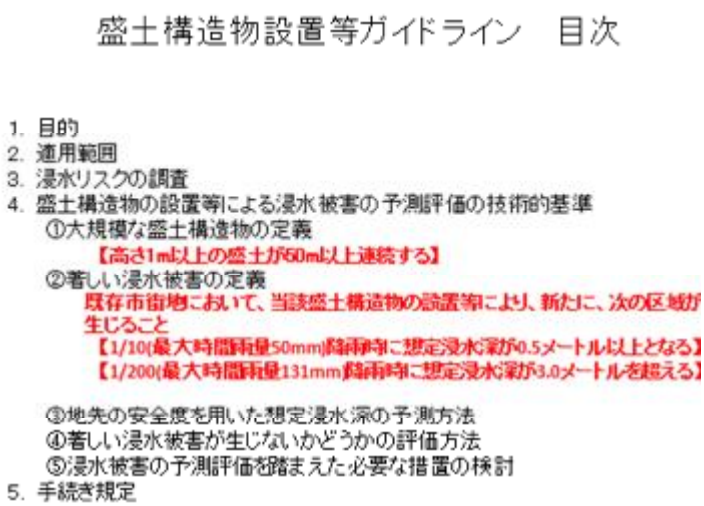

＜盛土構造物の設置等による浸水被害の予測評価のフロー＞

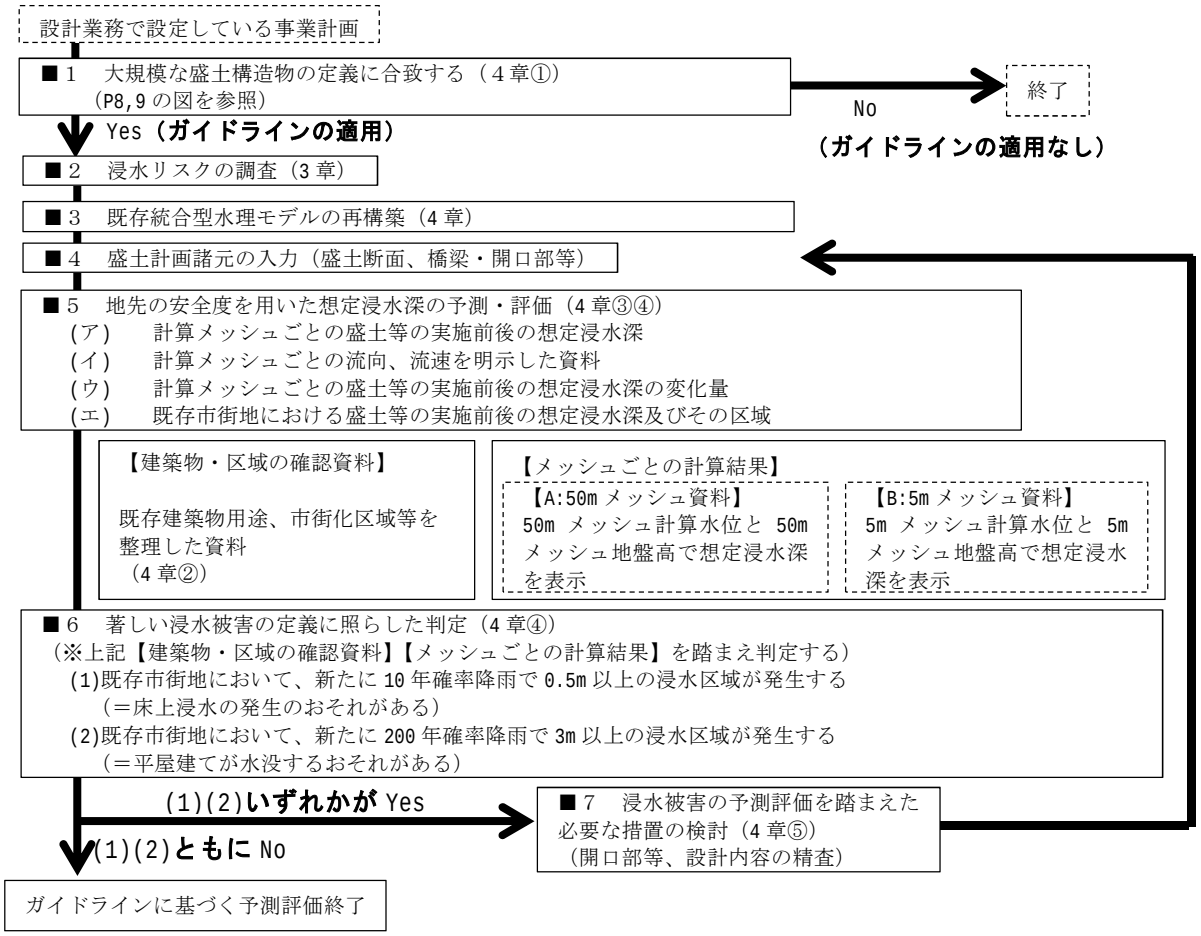

※本ガイドラインによる検討結果は、地元等関係者に浸水被害のリスクをより正確に理解していただけるよう、説明等に用いるものとする。

現状の浸水リスクの確認例

- 地先の安全度マップに、道路計画路線を重ねると、現状の水害リスクを確認することができます。
- 地先の安全度マップは、下記にて確認いただけます。

滋賀県防災情報マップ　http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index

（地先の安全度マップに道路計画路線を重ねた図）

盛土設置後の想定浸水深　予測例（確率規模1/10）

4.おわりに

本ガイドラインは、平成 26 年度に、県および国の事業事務担当者等をメンバーとするワーキンググループを設置し、計 6 回のワーキングを行った結果をとりまとめたものです。

平成 24 年 4 月の近畿地方整備局設計便覧（案）道路編には、災害に強い道路計画に関する記述があり、「集水地形を考慮し、盛土を一部避溢橋へ変更するなど、災害回避を検討する」と記載されています。http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/binran/etsuran.html

本県の取り組みが、他府県における道路・鉄道等の事業計画時の一助になれば幸いです。

住吉川の耐震対策事業について

大阪市 建設局 下水道河川部 河川課　　青木清隆

1　住吉川について

住吉川は住之江区を流れる一級河川であり、上流には準用河川の細江川、十三間川が繋がり、その流域は住之江区を中心に住吉区、西成区、阿倍野区の 4 区に跨る。幹線流路延長は 3,047m、流域面積は 19.53km² であり、水源は平野下水処理場の 3 次処理水を利用した維持用水と大雨時における下水道からの越流水である。

平成 15 年に大阪府から管理権限の移譲を受け、現在は大阪市が管理を行っている。

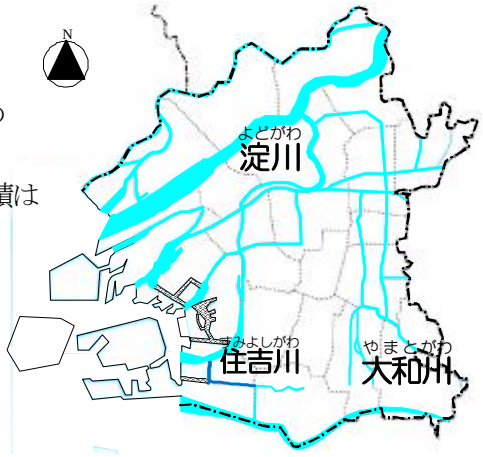

図 1　住吉川（青色部）位置図

2　住吉川の耐震対策事業

住吉川の水門下流側における護岸は、昭和 30 年代に西大阪高潮対策事業の一環として整備されて以来、抜本的な改修事業は実施されておらず老朽化が進んでいる。平成 7 年に発生した阪神大震災を契機とした耐震点検結果では、所要の耐震基準を満足していないことが分かっており、平成 15 年より耐震化を進めている。

また、東日本大震災を契機とし、大阪府防災会議「南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会」において、南海トラフ巨大地震に伴う液状化の結果、堤防が沈下し、津波等による浸水が想定される要対策区間の重点化およびそれらの区間の優先順位の考え方について平成 25 年 10 月 31 日に提言された。

それを踏まえ、南海トラフ巨大地震に伴う堤防の沈下について詳細に検討を実施したところ、住吉川では、水門の下流側において L1 津波で浸水が発生する恐れがあることが判明したため、平成 30 年度を目途に対策を完了すべく、継続的に事業を進めているところである。

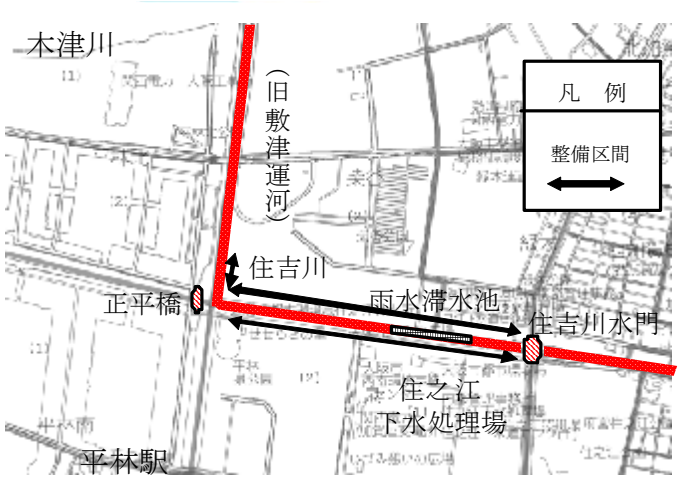

図 2　住吉川耐震護岸整備区間

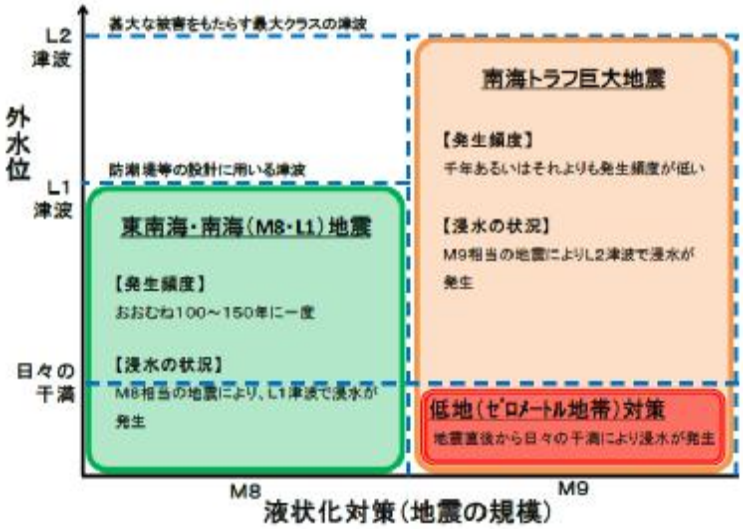

【優先順位の考え方（案）】

・津波を最前線で直接防御する「第一線防潮ライン（水門より外側等）」の防潮堤の液状化対策を最優先で実施。

・とりわけ、この第一線防潮ラインの防潮堤の内、地震後、防潮堤が液状化により変位（沈下等）し、地震直後から満潮位で浸水が始まる箇所については、避難が間に合わないため、対策を早期に完成させる。

・水門の内側等にある防潮堤の液状化対策についても、第一線防潮ラインの液状化対策に引き続き、順次、対策を実施。

・ただし、水門の内側等であっても、地震直後から満潮位で浸水が始まる箇所については、第一線防潮ラインの対策箇所と同様、対策を早期に完了させる。

※対策の実施に当たっては、現場条件等を踏まえた詳細な検討を行う必要がある。

図 3 対策の重点化と優先順位の考え方

（平成 25 年 10 月　大阪府防災会議資料（大阪府 Hp より））

３　滞水池区間について

住吉川の護岸の耐震区間の一部（約 290m:図 2 参照）において、下水道事業と河川事業の合併事業として、住吉川の河床下に住之江下水処理場雨水滞水池（以下、「滞水池」という。）を建設中である。躯体は護岸との兼用工作物になり、河川施設として必要な耐震性を有するものとしている。滞水池は、これまで河川へ直接放流してきた雨天時下水を貯留し、貯留量を超える水は滞水池内の傾斜板による連続処理後に河川へ排水する施設である。貯留された水は降雨後、下水処理施設で処理された後に、住吉川に放流されるため、水質改善に寄与する。

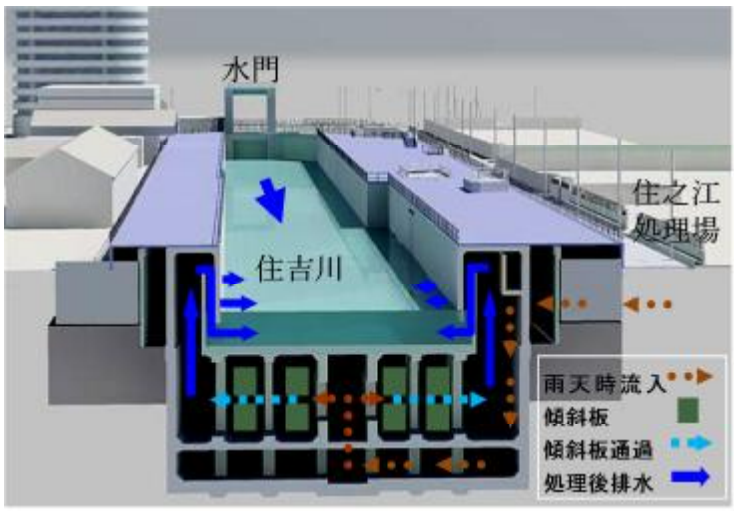

図 4　住之江下水処理場雨水滞水池（イメージ図）

４　耐震護岸整備工事の概要について

住吉川水門下流部の標準的な耐震護岸の標準断面図を図 5 に示す。河床下を液状化対策として、地盤改良を施工（写真 1 参照）し、新設護岸として、鋼管矢板護岸を施工（写真 2 参照）している。

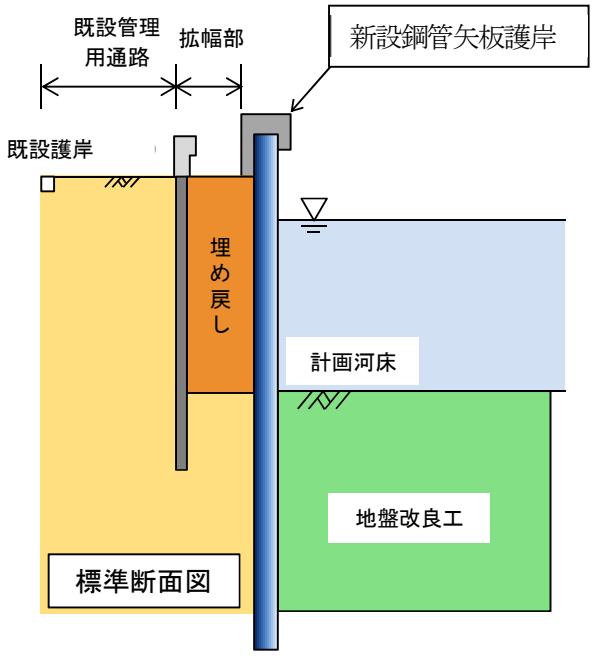

図 5
耐震護岸標準断面図
（住吉川水門下流部）

写真 1 地盤改良工

写真 2 鋼管矢板打設工

千年の都を流れる鴨川を、安心・安全で美しく親しまれるものとして次の世代に引き継ぐために ～京都府鴨川条例～

京都府 建設交通部 河川課 鴨川条例担当課長 北野俊博

鴨川について

鴨川は、京都市の北部を北から南に流下し、市内中心部を貫流して桂川に注ぐ、流域面積２０７．７㎢、延長約２３㎞の一級河川です。平安京造営以来、１２００年以上もの間、京とそこに暮らす人々の生活に密接に関わってきました。

鴨川の上流部は山間部を流れる渓流河川として、中流部は都市部を流れる掘込河川、そして下流部は築堤河川となり、ゆるやかな流れとなっています。このように鴨川の姿は、上流、中流、下流で大きく変化していきます。また、その流域の約７割を山地が占め、残りの約３割は、鴨川などの河川の氾濫によってつくられた扇状地です。この扇状地に京都の市街地が広がっています。

鴨川の勾配は、平均すると約２００分の１であり、桂川（約８００分の１）、宇治川（約１２００分の１）、木津川（約１１００分の１）などと比較して急な勾配となっています。

条例制定の背景と経緯

鴨川は、合流する高野川とともに、大都市にあって良好な水質を保ち、美しい自然や景観に恵まれ、人々に愛され、憩いの場として利用されています。その反面、局地的集中豪雨が頻発傾向にある中での治水対策、上流域における河川環境の保全のあり方、更には河川周辺の工作物による景観の阻害、放置自転車やマナー低下による迷惑行為への対策など、様々な課題も発生しています。

以上のような状況の中で、山紫水明の京都の象徴である鴨川の今後の整備・保全にあたっては、「治水」「利水」「環境」といった河川の本来の機能に加え、歴史的文化的な視点が求められています。このため、鴨川の課題と今後のあり方を幅広い観点から検討するため、平成１７年３月、河川、自然環境、歴史、文化、産業、観光などに造詣の深い有識者からなる鴨川流域懇談会を開催し、鴨川の課題や今後のあるべき姿について議論いただき、平成１８年５月に、鴨川の歴史的文化的価値を社会全体で共有し、今日的課題に対応するために条例の制定を検討すべきとの提言がなされました。この提言を受け、京都府において具体的な条例づくりを進めることとし、同年６月に京都府鴨川条例（仮称）検討委員会を設置しました。

本検討委員会では、鴨川の現状及び課題、条例の必要性、更には条例に盛り込むべき内容について議論が重ねられ、条例骨子案に対する意見募集も実施し、平成１９年１月には京都府知事あてに検討結果報告書が提出されました。

この検討結果報告書に基づき、京都府では、府民共有の貴重な財産である鴨川及び高野川について、その河川環境を、京都市と連携し府民、事業者と協働して、安心・安全で良好かつ快適なものとして整備、保全し、次の世代に引き継ぐことを目的として、平成１９年７月１０日に「京都府鴨川条例」を公布しました。（同日施行。ただし規制条項は平成２０年４月１日に施行）

条例の概要

京都府鴨川条例は、７章３４条から構成されています。前文では、条例制定の由来、目的及び決意を宣言しています。

第１章の総則で、鴨川及び高野川を「鴨川等」と総称し、次の４項目を理念として掲げています。

（１）歴史と文化的価値の継承

（２）鴨川等及びその周辺の自然的及び社会的な環境との調和

（３）適正な利用調整

（４）府民協働の推進

そして、第３条から第５条までで、京都府、府民及び事業者、利用者に分けて、それぞれの責務を定めています。

第２章では、安心・安全の確保のため、総合的治水

対策の推進のための施策等について、第３章では、「鴨川環境保全区域」の指定と規制内容及び良好な景観の形成について配慮すべき事項を定めています。

第４章では、快適な利用の確保のため、自動車等の乗り入れの禁止、放置自転車対策、迷惑行為の禁止等を定めています。

第５章では、府民協働の推進のため、「鴨川府民会議」の開催等を定め、第６章は条例の見直しについて、第７章は罰則について定めています。

条例の主な規定の内容

京都府鴨川条例は、全国で初めて、河川環境全般にわたる総合的な規制を盛り込んだ条例です。鴨川環境保全区域の指定、花火やバーベキュー等の迷惑行為の規制、府民協働の推進、必要に応じた条例の見直しなどを定めています。

条例の主な規定の内容として、以下の５点があります。

（１）安心・安全の確保について

府は、防災・減災対策として、河川の適切な維持管理と改修、流域の保水・遊水機能の保全向上、森林の適切な管理への支援、防災情報の提供と防災意識の向上のための啓発といった施策を、京都市と協調して推進します。

また、森林の所有者等は森林の保水機能を保全し、洪水時の樹木の流出を防止するため、森林を適切に保全するよう努めなければならないとしています。

（２）良好な河川環境の保全について

〇鴨川環境保全区域について

鴨川等に土砂等が流入することを防止する必要があると認める区域を、鴨川環境保全区域として指定しており、以下の行為は許可を受ける必要があります。

・土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

・工作物の新築又は改築

河川法では、河岸や河川管理施設を保全するため必要があると認めるときは、河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる（第５４条）とされ、鴨川でも護岸等の保全のため、中・下流部には従来から河川保全区域を指定しています。

しかし、鴨川では上流部の渓流において、開発行為等に伴う土砂流入の問題が発生し、河川環境への影響が懸念されたため、土地の形状変更行為を規制する必要が生じましたが、河川保全区域を指定する状況ではありませんでした。

そこで、清流を保全するため、鴨川の河川区域の隣接地における土地形状変更等の行為を新たに規制する規定を条文に盛り込んだものです。

〇良好な景観の形成について

河川区域内工作物設置者の景観配慮努力、鴨川納涼床に係る河川法の占用許可の審査基準を定めること、鴨川等に隣接する土地での景観配慮要請を定めています。

（３）快適な利用の確保について

河川は自由使用の公共空間ですが、鴨川は都市の中を流れ、河川敷も整備されていることから非常に多くの人々がさまざまに利用する中で、バイクの走行、放置自転車による歩行の支障、打上げ花火やバーベキューによる煙、騒音、臭いの苦情といった迷惑行為が目立つようになり、快適な利用の確保のために、一定の行為規制を行うため必要な規定を条文に盛り込んだものです。

条例では、以下の行為を禁止しています。落書きに関しては鴨川等全域としていますが、それ以外は区域を限定して禁止しています。（図参考）

また、自転車等の乗り入れ、花火、落書き、バーベキューの違反者には、５万円以下の罰金が科せられます。（花火、バーベキューについては、違反者に対して発した中止命令に違反した者）

〇自動車等（二輪車、原動機付自転車を含む）の乗り入れの禁止

〇自転車等の放置の禁止等

当初、放置されている車両は、京都府が移動、保管、処分していました。平成２２年４月１日からは、京都市が京都市自転車等放置防止条例に基づき、周辺道路の放置自転車の撤去と合わせて鴨川の放置自転車の撤去・保管・処分を実施しています。

〇打上げ花火等の禁止

主たる現象が、飛翔するもの、打ち上げるもの、爆発音の出るものを禁止しています。小さな音を伴う線香花火のようなものは禁止対象外としています。

〇バーベキュー等の禁止

火気を用いて食品を焼く行為（バーベキュー等）を禁止しています。

〇落書きの禁止

鴨川等の護岸や橋梁等の工作物に、みだりに、容易に消去できない方法で、文字、図形、模様その他の図画を書くこと（落書き）を、良好な景観と快適な利用を守るという観点から禁止しています。

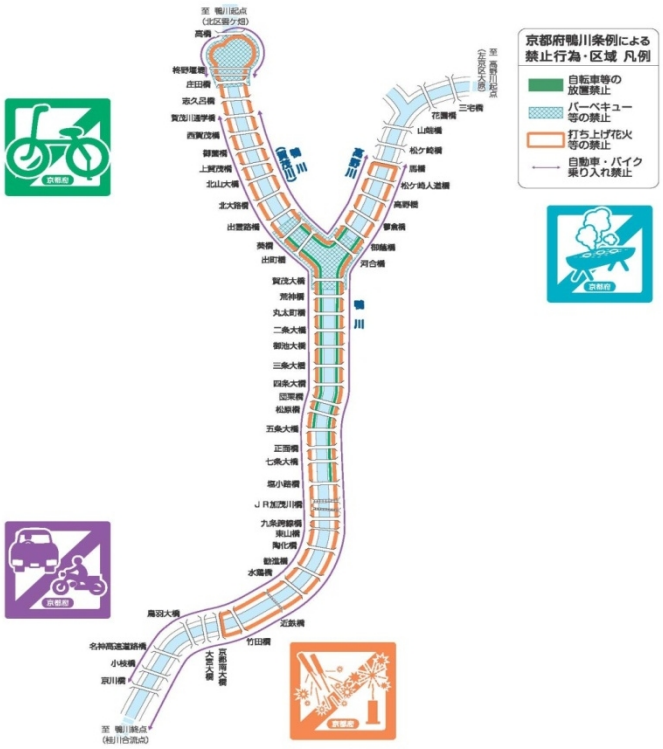

（４）府民協働の推進について

〇鴨川府民会議

河川環境の整備と保全に係る事項について、京都府、府民、事業者、京都市が意見を交換するため、鴨川府民会議を開催することとしています。（現在、年４回程度開催しています）

〇鴨川四季の日

鴨川等の歴史・文化への理解を深める取組等が促進される契機とするため、鴨川四季の日を設けることとしています。

〇府民活動の促進

府民及び事業者が行う鴨川等の良好な河川環境の保全に関する自主的、自立的な活動への支援措置を講じることとしています。

（５）条例の見直し

知事は、鴨川等の諸課題について、鴨川府民会議における意見交換の内容等を踏まえ、必要に応じ条例の見直しを行うものとしています。

条例施行後の取組状況

１　鴨川条例の禁止事項

鴨川条例禁止行為等の取り締まりをするため、鴨川等の巡視を行い、啓発・指導をしています。

２００８年４月の全面施行後から、２０１５年３月までの京都府鴨川条例で定める禁止行為の指導状況は、別表のとおりとなっています。制定から７年が経ち、鴨川等におけるバーベキューや花火等を行っている者に対する指導件数は、半減しています。

また、テレビ・ラジオ・インターネットなどの媒体を使っての広報や、鴨川に関係するイベントや庁舎内等を利用したパネル展示やチラシ等の配布を行って、啓発をしています。

２　府民協働

〇鴨川府民会議

第１回目の鴨川府民会議は、２００８年２月２７日に開催され、２０１５年５月時点までで、通算２９回開催しています。

議題の範囲は、鴨川及び高野川の河川環境の整備及び保全に関する事項であり、河川区域内の事項にとどまらず、鴨川流域全体を視野に入れて、河川を巡る自然環境、生活環境、災害発生の防止、流水の利用など、幅広い分野にわたり議論していただきます。

これまで、中州の管理、河川整備、鴨川の魅力発信についてなどを議論いただき、適宜施策に反映しているところです。

〇鴨川四季の日

春夏秋冬それぞれに、一定の期間を決めて、鴨川四季の日としています。四季の日の期間中及び四季の日前後は、鴨川に関わりのあるイベントや鴨川の景色等を、ラジオ・ホームページ・パネル展示等で紹介しています。

３　府市協働

放置自転車対策について、鴨川の河川敷に放置された自転車は、鴨川の管理者である府が京都府鴨川条例に基づき撤去をしていました。一方で、鴨川の周辺の道路に放置された自転車は、道路の管理者である京都市が撤去をしており、保管手数料は同額ですが、撤去

日や返還場所、保管期間が異なるといった取り扱いの違いが起きていました。

隣り合った河川敷と道路敷で取り扱いが異なっている状況を受けて、平成２０年６月に開催した京都府知事と京都市長との懇談会以来、府市協働パネルを設置し協議を重ね、平成２２年４月から、京都市が、鴨川周辺道路敷とともに、鴨川河川敷の放置自転車も撤去するようになりました。

この府市協働の取組によって、撤去日や返還場所が統一化され、自転車所有者への返還手続きが明確になり、河川敷での撤去回数が増え、鴨川河川敷に放置されている自転車の数は減っています。

今後の目標、残された課題

平成１９年７月に、河川環境全般にわたる総合的な規制を盛り込んだ条例としては全国初である京都府鴨川条例が制定されました。

施行当初に比べ、京都府鴨川条例で定める禁止行為を行っている者に対する指導件数は、半減しており、条例制定により一定の効果が出ていると考えています。

一方、バーベキュー禁止区域の拡大要望といった意見も寄せられています。

本条例は、幅広い課題と多様な意見に応えるため、住民の合意形成に向けた取組の中で立法化の必要性、内容が明確となった時点において、適宜条例を見直す「進化する条例」です。

条例による行為規制をどこまで行うべきかといった議論も含め、今後検討していくべき課題は、まだまだたくさんあります。

今後も鴨川府民会議における意見交換などを踏まえ、鴨川を、安心・安全で美しく親しまれるものとして次の世代に引き継ぐために努めていきます。

【別表】

	バーベキュー（台）	自動車・バイクの乗入れ（台）	打ち上げ花火等（件）	放置自転車等（台）	
				移動台数	返還台数
2008 年 4 月～2009 年 3 月	261【91】	1372	127	1536	705
2009 年 4 月～2010 年 3 月	169【42】	1137	146	988	547
2010 年 4 月～2011 年 3 月	146【34】	878	76	京都市が実施（1734）	19
2011 年 4 月～2012 年 3 月	69【14】	959	38	京都市が実施（1201）	
2012 年 4 月～2013 年 3 月	67【14】	1434	50	京都市が実施（1109）	
2013 年 4 月～2014 年 3 月	70【21】	794	36	京都市が実施（518）	
2014 年 4 月～2015 年 3 月	83【16】	513	49	京都市が実施（286）	
合計	865【232】	7087	522		

【】内は禁止区域内の件数

※放置自転車対策は、平成２２年度から京都市実施に移行しました。

京都市「雨に強いまちづくり」

都市再生整備計画 一乗寺地区 ～第二太田川調整池の完成～

京都市建設局土木管理部河川整備課　鳥取恵実

1 一乗寺地区 第二太田川調整池整備について

第二太田川は，左京区一乗寺の市街地を流れ，一乗寺幹線水路（疏水分線）に流入する流域面積約0.5ｋｍ^2，延長約1.6km の普通河川であり，流下能力（現況流量７m^3/s，計画流量 16m^3/s）が不足していたことから，過去に何度も浸水被害が発生していました。

本事業は，京都市が進める「雨に強いまちづくり」の治水対策として，一乗寺公園の地下に調整池を整備し，大雨時に第二太田川の水を一時的に調整池に取込み，下流へ流れる水の量を減らすことで，１０年に１度の大雨にも耐えられるよう防災・減災対策として実施するものです。

工事概要

事業箇所　：京都市左京区一乗寺御祭田町他
工事期間　：平成２５年９月～平成２７年３月
調整池規模：48.0m×19.0m×高さ 3.2m
調整池容量：2,600m^3

写真－1　家屋が連担し，河道改修が困難な第二太田川

写真－2　一乗寺公園（調整地整備後の状況）

写真－3　整備した第二太田川調整池

2 第二太田川調整池完成式典

調整池の完成式典を修学院中学校において，平成２７年３月２４日に開催しました。

式典では，冒頭，京都市長が式辞を述べ，市会議員や地元自治連合会の会長による来賓祝辞の後，事業概要の報告を行い，最後は，修学院中学校の生徒らによる吹奏楽演奏で盛大に締めくくられました。

写真－4　くす玉開き

写真－5　中学生による吹奏楽演奏

3 今後の対策

地域の防災力を高めるソフト対策として，避難所等に情報板を設置したり，水害防災のパンフレットを作成し地域住民へ配布することで，地域住民の防災意識の向上等を図り，「雨に強いまちづくり」を更に力強く推進していきます。

河川事業の意外な効果！？ストック効果の広報を始めました

近畿地方整備局 河川部 河川計画課　奥野　真章

1. 『成長戦略』とストック効果

我が国喫緊の課題である「経済再生」に対して、３つの施策である「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」が実施されてきています。このうち、公共投資は、「機動的な財政政策」として、大きな「フロー効果」を狙い、景気の底割れが懸念される状況の下で、需要を下支えし、デフレ不況からの脱却の進展に大きく度寄与してきました。

一方、厳しい財政状況の下、我が国経済の持続的な成長を実現し、経済再生と財政健全化を両立させていくためには、「民間投資を喚起する成長戦略」が重要となります。

このため、「経済の好循環」を揺るぎないものとし、日本経済を本格的な成長軌道に乗せ、景気回復の波を全国津々浦々まで及ばせるべく、国土交通省としても積極的に取り組んでいます。

この成長戦略の実効性を高める観点からも、社会資本整備、とりわけそのストック効果は大きな役割を果たしうると考えており、ストック効果をいかに活用するかが、大きな課題となっています。

2. 河川事業等のストック効果

我々が整備している堤防、排水機場、ダム等の防災インフラは、地域の安全・安心を支える重要な社会資本であり、防災・減災対策の効果は注目されていますが、治水安全度の向上により工場や物流施設、ショッピングセンターの立地が促進されたり、整備箇所周辺の地価が上昇したりする民間投資による経済波及効果は注目されてきませんでした。

そこで、近畿地方整備局では、地元自治体や関連企業等にヒアリングを行うなど、河川事業のストック効果の把握を始めました。

例えば、紀の川では、流下能力を阻害していた古い井堰を撤去し、紀の川大堰を改築したことで、治水安全度が向上し、周辺には和歌山北インターチェンジや物流・商業施設の立地が始まっています。また、円山川では、河川改修と併せて、コウノトリの餌場となる湿地を再生するとともに、周辺の水田では無農薬・減農薬農法を採用するなどコウノトリの生育環境に配慮し、年間３億円を売り上げるブランド米「コウノトリ育むお米」や関連商品が誕生していることがわかりました。

以上のことから、「くらしと経済を支える河川の整備」と題して、堤防や堰といった河川事業のストック効果を広く住民に知ってもらう取り組みとして、４月下旬から順次、近畿管内の河川関連施設をはじめ、道の駅などにおいても、ストック効果のパネル展示を始めました。

福井県	
九頭竜川流域防災センター	福井市
道の駅　河野	国道8号

滋賀県	
水のめぐみ館アクア琵琶	大津市
ウォーターステーション琵琶	大津市

京都府	
三栖閘門資料館	京都市

大阪府	
淀川資料館	枚方市

兵庫県	
出石防災ステーション	豊岡市
揖保川河川防災ステーション	たつの市
揖保川ふれあい水防センター	たつの市
道の駅　はが	国道29号
道の駅　但馬楽座	国道9号
道の駅　ハチ北	国道9号
道の駅　但馬のまほろば	国道483号
道の駅　ようか但馬蔵	国道9号

奈良県	
大滝ダム学べる建設ステーション	川上村

和歌山県	
水ときらめき紀の川館	和歌山市
道の駅　紀の川万葉の里	国道24号
道の駅　かつらぎ西	国道24号京奈和自動車道
道の駅　イノブータンランド・すさみ	国道42号
道の駅　志原海岸	国道42号
道の駅　なち	国道42号
道の駅　くしもと橋杭岩	国道42号

展示場所（平成 27 年 5 月末時点）

展示パネル事例

水のめぐみ館「アクア琵琶」
（滋賀県大津市）

九頭竜川流域防災センター
（福井県永平寺町）

道の駅「但馬のまほろば」
（兵庫県朝来市）

展示状況

3. さいごに

今後も、国土交通省の総力を結集し、公共投資の効果を様々な視点から把握し、広報してまいります。関係自治体、民間企業の方も引き続き情報提供などご協力いただきますようお願いします。

栗柄（くりから）ダムの竣工

兵庫県 県土整備部 河川整備課　森野　正之

1．栗柄ダム建設事業の概要

栗柄ダムは、本年４月に「丹波篠山 デカンショ節－民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの記憶」が全国18件の日本遺産の一つに認定された篠山市に位置する滝の尻川において、兵庫県と篠山市が共同で建設した重力式コンクリートダムです。

滝の尻川は、篠山市栗柄に源を発し、丹波市春日町野瀬で竹田川に合流し、土師川、由良川を経て日本海に注いでいます。大昔は隣接する宮田川に合流し、篠山川、加古川を経て瀬戸内海へと流れ込んでいましたが、約一億五千万年前の氷河期に河川争奪が行われ、日本海側へ流れを変えました。これにより宮田川との間に谷中分水界（こくちゅうぶんすいかい）が形成されたと考えられています。

流域概要図

滝の尻川流域においては、昭和58年9月の台風第10号や平成16年10月の台風第23号による洪水被害など、これまで幾度となく洪水被害に見舞われ、谷中分水界という地形から、被害は宮田川流域にも及びました。一方で、平成6年には「平成の大渇水」と呼ばれる深刻な水不足に見舞われるなど、抜本的な治水対策・渇水対策が求められていました。

このため、兵庫県と篠山市では、洪水被害の軽減、水道用水の安定的な確保、流域の農業用水の安定化等を目指して平成6年度より建設事業に着手し、平成27年2月に試験湛水が完了しました。

試験湛水完了状況（H27.2）

・事業箇所　　兵庫県篠山市栗柄
・事業期間　　平成6年度～平成26年度
・ダムの諸元
　形　　式：重力式コンクリートダム
　洪水調節方式：自然調節方式
　堤　　高：　26.7m
　堤　頂　長：172.0m
　総貯水容量：　38.3万m^3
　有効貯水容量：　35.6万m^3
・総事業費　　約54億円

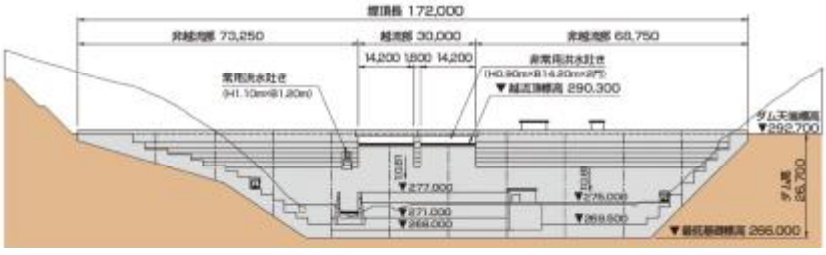

下流面図

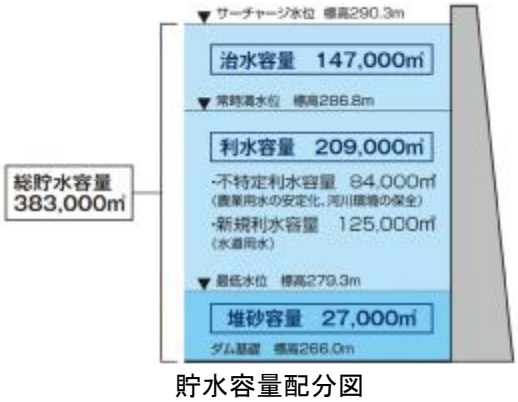

貯水容量配分図

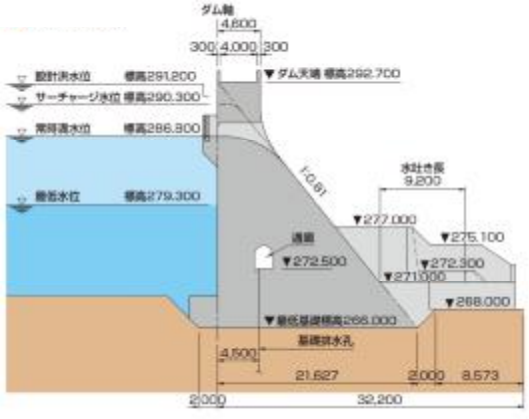

標準断面図

２．栗柄ダム竣工式の開催

平成27年5月24日、地元の方々をはじめ多くの来賓を迎え、総勢約160名の臨席のもと、竣工式を挙行しました。

井戸敏三　兵庫県知事の主催者挨拶（写真－1）に続き、谷　公一 復興大臣補佐官、森　昌文　国土交通省近畿地方整備局長（写真－2)、小西隆紀 兵庫県議会議員から祝辞をいただいた後、テープカットと久寿玉開披（写真－3）行い、盛大な拍手の中、栗柄ダムの竣工を祝いました。

式典では、西紀中学校吹奏楽部による演奏「広い河の岸辺」、「威風堂々」が披露されると会場は大いに盛り上がりました（写真－4)。そして井戸敏三　兵庫県知事と酒井 隆明 篠山市長によるダム記念碑の除幕（写真－5）と酒井 篠山市長の発声による万歳三唱（写真－6）で式典は盛況のうちに締めくくられました。

写真-1　主催者挨拶　井戸　兵庫県知事

写真-2　祝辞　森　近畿地方整備局長

写真-3　テープカット・久寿玉開披

写真-4　吹奏楽演奏（西紀中学校）

写真-5　記念碑除幕（井戸知事揮毫）

写真-6　万歳三唱

３．おわりに

平成６年の事業着手以来、地元の皆様をはじめ多くの方々のご協力をいただき、この「栗柄ダム」を無事に竣工することが出来ました。

栗柄ダムの完成により洪水リスクが軽減されるため、すでに下流域では新たな住宅の立地が進んでいます。また、安定した水道用水の供給が可能となることにより、地域唯一の屋内プールや給食センターが立地するなど、栗柄ダムは地域の住民サービス向上にも寄与しており、将来にわたり地域の暮らしや経済を支えていくことを期待しています。

切目川（きりめがわ）ダムの竣工

和歌山県　県土整備部　河川課　小宗　茂揮

1. 切目川ダム建設事業の概要

切目川ダムは、二級河川切目川水系切目川の和歌山県日高郡印南（いなみ）町高串（たかくし）地内に建設した多目的ダムです。

切目川は、源を三里ヶ峰（さんりがみね）付近（標高 768.4m）に発し、 榑川（ほくそがわ）などの支川を合わせ、太平洋に注いでおり、幹線流路延長 35km、流域面積約 75.6km² を有する印南町域内を流域とする河川です。

この切目川流域は、古くより度々台風等による洪水被害を受けており、抜本的な治水対策が求められていました。また切目川は、印南町の耕地等に対する水源として広く利用されていましたが、農業用水が不足するなど渇水被害を度々受けており、深刻な水不足への対応も求められていました。

このため、和歌山県は印南町と共同して、洪水被害の軽減、流水の正常な機能の維持、水道用水の安定的な供給を目的として切目川ダムを建設しました。

切目川ダムは、平成 3 年度から実施計画調査に着手し、平成 24 年 3 月にダム本体工事に着工となりました。平成 26 年 10 月 2 日にダム本体コンクリートの打設を完了したことから、平成 26 年 10 月 20 日からは、ダムや貯水池の安全性を確認する試験湛水を開始し、平成 27 年 1 月 27 日に最高水位に到達、その後、貯水位を低下させ、平成 27 年 2 月 13 日に試験湛水は無事終了しました。

・事業箇所　　日高郡印南町高串地内
・事業期間　　平成３年度～平成２６年度
・ダムの諸元
　形　　式：重力式コンクリートダム
　洪水調節方式：自然調節方式
　堤　　高：４４．５ｍ
　堤　頂　長：１２７．０ｍ
　総貯水容量：３９６万m3
　有効貯水容量：３４１万m3

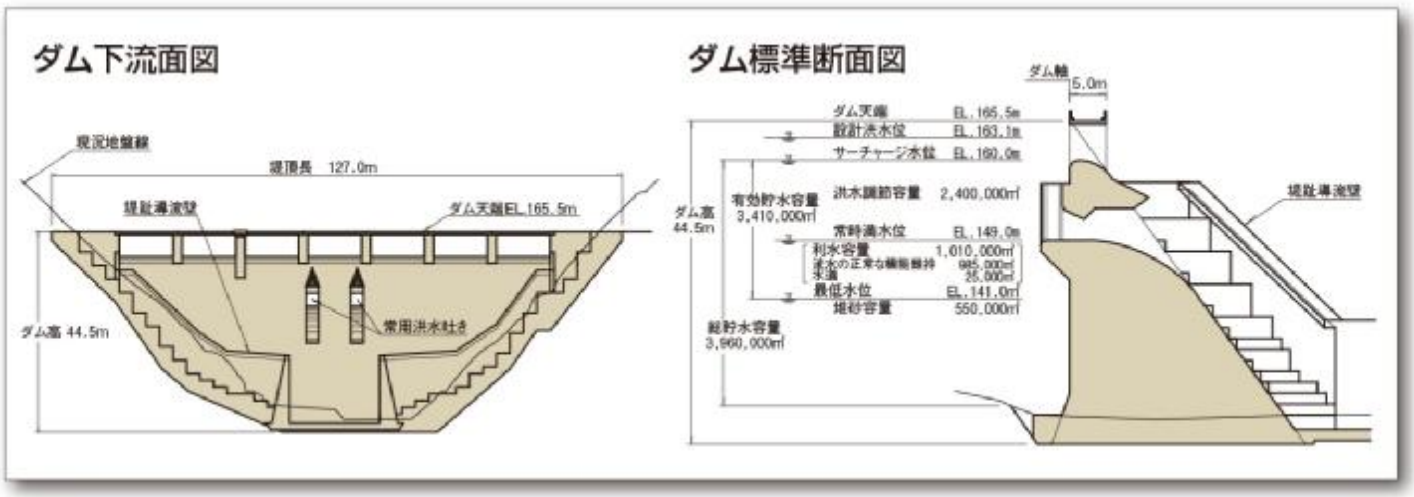

２．切目川ダム竣工式の開催

暖かい日差しが注ぎ、すがすがしい青空の平成 27 年 3 月 28 日（土）、切目川ダム竣工式を行いました。地元の方々をはじめ多くの来賓を迎え、約 300 名の出席のもと、竣工式を開催しました。

式典に先立ち、地元の清流小学校児童と清流中学校生徒による校歌斉唱<**写真**-1>が行われました。

式典では、仁坂吉伸　和歌山県知事<**写真**-2>、日裏勝己印南町長からの挨拶の後、二階俊博衆議院議員からのビデオレター、鶴保庸介参議院議員、大西亘　国土交通省水管理・国土保全局治水課長<**写真**-3>等からの祝辞をいただきました。最後に地元印南町議会議長の音頭で万歳三唱<**写真**-4>し、式典は締めくくられました。

式典終了後、印南町消防団による放水演技の中、テープカット・くす玉開披、風船放天<**写真**-5>などにより、竣工を祝いました。

<**写真**-1>　**清流小・中学生による校歌斉唱**

＜写真-2>　**主催者挨拶　仁坂吉伸　和歌山県知事**

<**写真**-3>　**祝辞　大西亘　国土交通省水管理・国土保全局治水課長**

<**写真**-4>　**万歳三唱**

３．おわりに

事業着手以来、地元の皆様をはじめ多くの方々のご協力をいただき、この「切目川ダム」を無事に竣工することが出来ました。今後は、適切にダムを運用し、また効率的・計画的にメンテナンスを行なうことで、「洪水被害の軽減」と「水需要の確保」に努めてまいります。

<**写真**-5>　**テープカット・くす玉開披**

和歌山県土砂災害啓発センターについて

和歌山県　県土整備部　砂防課　西岡　恒志

１．はじめに

和歌山県では、平成 23 年台風 12 号紀伊半島大水害の豪雨により広範囲にわたって災害が多発し、土砂災害による死者・行方不明者 37 人、家屋全壊・半壊 59 棟という甚大なものであり、昭和 28 年 7・18 水害以来の大災害となりました。県では、この紀伊半島大水害などによる甚大な被害を繰り返さないために、土砂災害の記憶を後生に伝えるとともに、土砂災害に関する研究の拠点として、「和歌山県土砂災害啓発センター」（以下、啓発センター）を整備することとしました。

２．和歌山県土砂災害啓発センターについて

啓発センターでは、紀伊半島大水害など過去の経験や教訓、調査研究により得られた成果や技術的知見を県内外に発信する目的で、紀伊半島大水害で大きな被害を受けた那智勝浦町の那智川流域に建設予定です（図 1）。

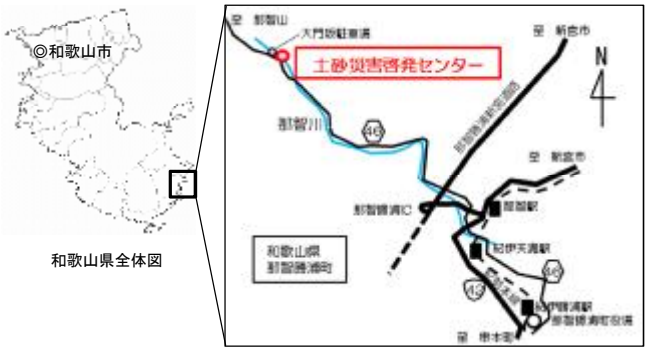

図 1　位置図

施設は、紀州材（111m³ 使用予定）を使用した木造 2 階建て、延べ床面積 492m²（1 階 297m² 2 階 195m²）の建物で、1 階では土砂災害の記録パネルや映像を使った啓発活動を行うことを予定しており、災害の記録や進行中の研究成果も最新の知見として紹介していくことも考えています。2 階には土砂災害の研究活動の拠点として紀伊半島大水害を契機に平成 26 年 4 月より那智勝浦町を活動拠点にしている「国土交通省近畿地方整備局大規模土砂災害対策技術センター」や「大規模土砂災害対策研究機構」（図 2）に入っていただく予定で、国・県・町・研究機関が一体となった研究・啓発活動に率先して取り組み、当県の防災対策の一層の推進と全国各地で頻発する土砂災害の対策に役立てていきます。

図 2　大規模土砂災害対策研究機構構成メンバー

３．起工式の開催について

平成 27 年 5 月 2 日（土）、啓発センター建設予定地（和歌山県東牟婁郡那智勝浦町市野々地内、大門坂駐車場南側隣接地）において啓発センターの起工式典を行いました。当日は、主催者である和歌山県、那智勝浦町のほか、来賓として和歌山県選出の国会議員、和歌山県内の市町村長、県議会議員、那智勝浦町議会議員、大規模土砂災害対策研究機構を構成する国土交通省、国土技術政策総合研究所、国立研究開発機構土木研究所、三重大学、和歌山大学、その他にも遺族会、地元の方々、工事関係者など、ゴールデンウィーク中にもかかわらず約 400 名の出席のもと開催となりました（写真 2）。

写真 2　起工式典開催状況

起工式典では、主催者である仁坂吉伸和歌山県知事と寺本眞一那智勝浦町長の挨拶に続き（写真 3)、来賓の二階俊博衆議院議員、国土交通省の大野宏之砂防部長よりご挨拶を頂きました（写真 4)。

写真 3　仁坂和歌山県知事（左）寺本那智勝浦町長（右）

写真 4　二階衆議院議員（左）大野砂防部長（右）

その後、鍬入れ式（写真 5)、万歳三唱（写真 6）が行われ、啓発センターの建設着手を祝いました。なお、啓発センターは平成 28 年 4 月のオープンを予定しています（図 3)。

写真 5 鍬入れ式

写真 6 万歳三唱

4．おわりに

啓発センターは、世界遺産である那智大社や熊野古道（大門坂）に近いという立地条件を活かし、日本や世界各地から来られる観光客の方々にも土砂災害の怖さや土砂災害から身を守るための日頃の心構えについて学んでもらえるよう取り組んでいきたいと考えています。

和歌山県土砂災害啓発センター　完成イメージ図

瀬田川ぐるりさんぽ道

Setagawa River Promenade

瀬田川ぐるりさんぽ道完成記念ウォークラリーを開催！ミズベリングも同時開催！

近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所　調査課　中川　裕嗣

１．はじめに

平成元年から整備をしてきた瀬田川管理用通路が平成 27 年 2 月 14 日、橋梁の開通をもって、瀬田の唐橋から瀬田川洗堰の間をぐるっと１周できるようになりました。

それを記念して、平成 27 年 3 月 22 日に「急がば周れ♪瀬田川ぐるりさんぽ道ウォークラリー」を開催し、県内外から３００名以上の参加があり、大盛況となりました。

本記事では、瀬田川管理用通路の完成までの取り組みや、ウォークラリーイベントについて紹介をさせて頂きます。

２．より親しみを持っていただくために

瀬田川管理用通路は瀬田の唐橋から洗堰までの１周約８．５ｋｍ、散策路として地域住民のみなさまに親しまれてきました。

平成 26 年度の完成に迎えるにあたって、地域住民のみなさまに益々親しまれるよう「散策路」の愛称と平成 26 年度最終整備箇所の「橋」の名前の一般公募を行いました。

募集のチラシ

愛称・名前の募集にはそれぞれ２００点以上の応募あり、その中から散策路の愛称は「瀬田川ぐるりさんぽ道」、橋の名前は、橋がかかる千丈川のほたるを守っていきたい、知ってもらいたいという思いが込められた「ほたる」という言葉が入った「南郷ほたる橋」が選定されました。

また、写真コンテストも同時開催し、約５０点の応募の中から１点の最優秀賞、5 点の特別賞が選定され、現在も事務所の広報等で活用させて頂いております。

写真コンテスト　最優秀賞

平成 26 年度に入ってからは、瀬田川沿川が大津市の条例で風致地区に指定されていることや、瀬田川水辺協議会提言「瀬田川のあるべき姿」で瀬田川散策路の利用上のルールや景観への配慮等を踏まえ、利用者の立場に立ち“親しみやすさ”と“わかりやすさ”を重視し、周辺環境と調和のとれたサイン計画を作成し、各地点に設置をしました。

瀬田川ぐるりさんぽ道に親しみやすく、わかりやすい案内・誘導・注意標識を設置するため、標識サンプルを作成し、瀬田川散策路利用者を対象にアンケート調査を実施した上で、標識デザインを決定、「観光活性化標識ガイドライン」「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」に則り、英語対応や身体障害者対応などについても考慮したデザインにしました。主な地名の表記は日本語及び英語併記が基本でありますが、すべてに併記すると地図面が煩雑になり、見にくくなることから、距離および方向の基準としている「瀬田川洗堰」「瀬田の唐橋」のみを併記とし、注意情報に関してはピクトグラムでの表記にとどめています。

サイン設置状況

そして、平成 27 年 2 月 14 日、南郷ほたる橋が開通し、瀬田川ぐるりさんぽ道をぐるっと一周できるようになりました。

2 月 14 日に行われた南郷ほたる橋開通式典には、大津市長をはじめ、ご来賓や地域のみなさま、関係者のみなさま約５０名にご列席いただきました。式典の中で、橋の渡り初めを行い、「初めて見る景色に感動しました。」、「これから安全で便利になる。」などのコメントをいただきました。

渡り初めの様子

３．瀬田川ぐるりさんぽ道ウォークラリー開催！！

開通後約１ヶ月の 3 月 22 日。天気にも恵まれ、春の暖かな気候のもと、「急がば周れ♪瀬田川ぐるりさんぽ道ウォークラリー」を開催しました。

ウォークラリーでは、11 箇所のチェックポイントを設け、見所を説明したパネルを設置し、事務所職員や地元ボランティアスタッフによる琵琶湖河川事務所の事業や周辺の観光情報の解説をしました。明治 29 年洪水の浸水跡が境内に残る雲住寺もチェックポイントの一つとして設定しましたが、立ち寄られた方へ人形劇などを披露されるなど、イベントを盛り上げるために、多大なご協力を頂きました。このように事務所職員だけでなく、地元の観光協会、滋賀県ウォーキング協会などの団体にもご協力頂いたことでイベントは、大盛況の中終えることができました。

ウォークラリーの風景

４．「ミズベリング」なども同時開催！！

3 月 22 日は、「急がば周れ♪瀬田川ぐるりさんぽ道ウォークラリー」以外にも、「ミズベリング大津♪瀬田川会議」・「アクア琵琶リニューアルイベント」を同時開催しました。

「ミズベリング大津♪瀬田川会議」では、瀬田川のミズベに興味を持つ市民や企業、そして行政が三位一体となって、水辺とまちが一体となった美しい景観と新しい賑わい生み出すムーブメントを起こすワークショップを実施しました。６０名の方々にご参加いただき、たくさんの「瀬田川の未来のカタチ」アイデアが溢れ出ました。

ミズベリングの様子

「アクア琵琶リニューアルイベント」では、２階フロアの展示物とレイアウトを全面改装し、①「琵琶湖のすがた」、②[琵琶湖の水位」、③「琵琶湖の洪水」、④「琵琶湖治水の歴史」、⑤「琵琶湖をかえた大事業」、⑥「琵琶湖の水位管理」の６つのコーナーに分けて、子供たちにもわかりやすい説明パネルを配置して順路に沿って学んでもらえるようにしました。また、中央には「琵琶湖流域立体模型＆バードビュー」を設置し、来館された方から注目を集めていました。

リニューアルしたアクア琵琶

５．さいごに

「急がば周れ♪瀬田川ぐるりさんぽ道ウォークラリー」開催２ヶ月がたった現在においても、多くの方々に利用されています。今後も親しみをもった散策路としていければと思います。また、イベントを通じて多くの方とつながりが持つことができ、今後も瀬田川ぐるりさんぽ道を通じて、地元の方々と一緒に地域の活性化ができればと考えております。

平成27年4月　第７回　世界水フォーラムin韓国テグ市

～滋賀県における水政策の取り組みを世界に発信しました～

http://www.pref.shiga.lg.jp/d/biwako/wwf/wwf7.html

滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室　　辻　光浩

滋賀県は、平成27年4月12日～17日に韓国テグ（大邱）広域市およびキョンジュ（慶州）市にて開催された「第７回世界水フォーラム」に参加しましたので報告します。168か国から約41,000名の参加があり、過去最大規模の会議となりました。

1.世界水フォーラムへの参加

本県からは、世界の水政策における湖沼環境の保全の重要性や、３０周年を経過した世界湖沼会議の成果、流域治水政策や下水道施策等を世界に向けて発信するとともに、現地視察や関係者との意見交換を通じて情報収集やネットワーキングを行うことを目的に参加しました。あわせて、滋賀大学と共同でブース出展を行い、琵琶湖の環境政策や水環境ビジネス情報、滋賀の観光情報等についても幅広く提供し、海外に本県全般についてアピールしました。

具体的には、「エキスポ＆フェア（ブース出展）」、「政治プロセス」および「テーマプロセス」に参画をしました。

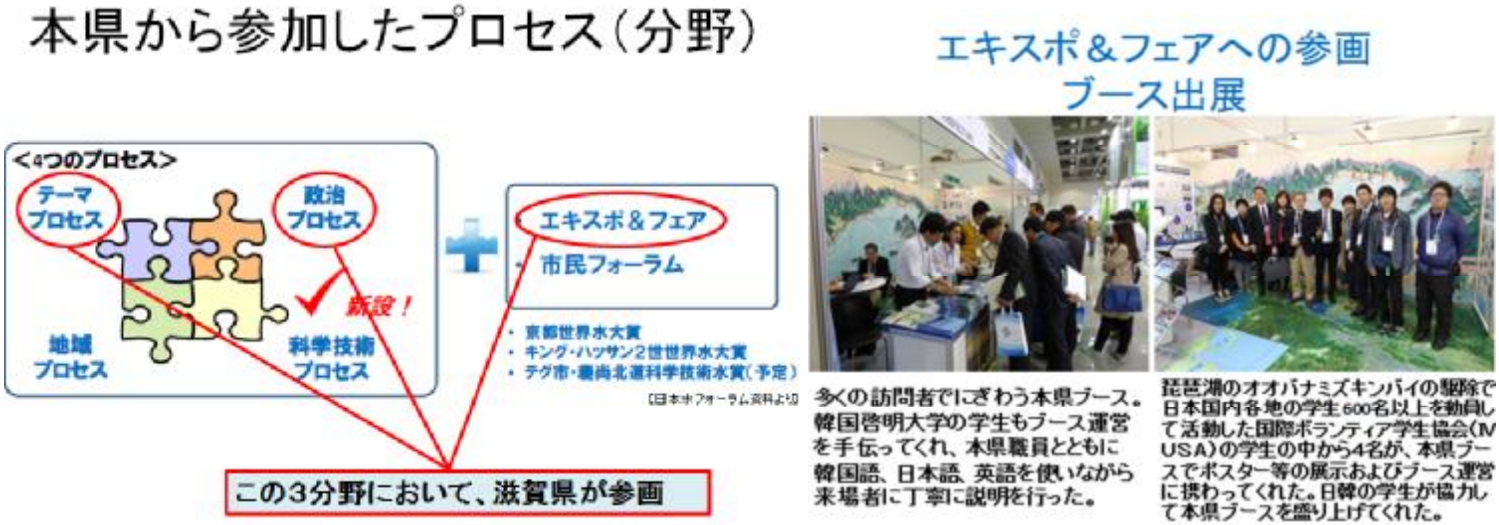

2.政治プロセスへの参画の概要

平成27年4月14日(火)に開催された地方自治体会合に、滋賀県の西嶋栄治副知事が出席し、気候変動の影響により世界中で危機に瀕する湖沼水の保全の重要性を訴えました。

排水と生態系マネジメントのセッションに、スロバキア、韓国の行政担当官らともに登壇。地表の利用可能な水の9割が湖沼に存在することを前提に、琵琶湖の取組みを踏まえながら、地方政府や国際機関による湖沼保全に関する行動の必要性を主張しました。

キョンジュ市のHICO内にて、２日間に渡り地方自治体プロセス会議が開かれ、世界26か国から250名以上が参加して議論を行った。

本県の西嶋副知事は、２日目の午前の分科会にスピーカーとして参加して、世界の湖沼の重要性を訴え、湖沼の保全に地方自治体からもアクションを起こしていこうと呼びかけた。

日時：H27.4.14(火) 11:00-12:30

筆者は、流域治水政策の観点から統合的水資源管理の分科会にスピーカーの一人として参加した。

日時：H27.4.14(火) 17:00-19:00

3.テーマプロセスへの参画の概要

平成27年4月14日(火)に開催されたT.3.4.4 Knowledgebase for IWRM(統合的水資源管理)のテーマセッションに、筆者が参加しました。

議論を通じて、これから IWRM（統合水資源管理）を進めていくためのキーポイントは「水資源に関わるステークホルダーによる知識・データの共有」にあると確認されました。

本県からは、滋賀の流域治水、とりわけ「地先の安全度」といった水害リスク情報を住民視点で情報共有することの重要性を紹介しました。座長からは、住民視点のリスク情報作成と共有は有効であるとのコメントをいただきました。

本県をはじめ、パネリストが紹介した情報共有の事例にはフロアから多くの質問が上がるなど、この場から先進的な取組みが広がっていく、そんな期待が高まるセッションでした。

なお、テーマセッションへの参加にあたっては、独立行政法人水資源機構の上村寿一理事、木戸研太郎国際グループ長、川﨑忠成様をはじめ、多くの方のご尽力により発表の機会をいただきましたこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

4.おわりに

今回、滋賀県からは、世界の水政策における湖沼環境の保全の重要性や流域治水政策の取り組み等を発信し、関係者との意見交換を通じて、本県の取り組みの重要性を再認識しました。

次回は、３年後の2018年3月にブラジルのブラジリア市で開催されます。今後も、こういった国際会議の場面で議論できるよう、引き続き、関連施策の充実を図りたいと思います。

以上

全国一斉社会実験

水 辺 で 乾 杯 －MIZCAN－

近畿地方整備局　河川部河川環境課

○「身近ないつもの水辺を創造的にイメージする人が増えれば、知らなかった地域の魅力が見つかる」。そんなことをイメージして、7 月 7 日午後 7 時 7 分タナバタイムに、水辺に興味のある人が集い、乾杯してみようという社会実験を行います。
日時：2015 年 7 月 7 日午後 7 時 7 分
場所：おのおの好みの場所　　主催：それぞれの人

☆　各自、気の合う仲間とともにワンドリンクを持参して、水辺を肴に乾杯！
その様子を Facebook やﾂｲｯﾀｰ等を通じて投稿してください。
（下記の「水辺で乾杯」HP やミズベリング HP で受け付けています）
夏の夕暮れの水辺に人が集うと、どんな感じがするのかシェアしてみましょう。

↓↓　全国の投稿や取組がアップされています。
「水辺で乾杯」https://mizcan.mizbering.jp/
「ミズベリング・プロジェクト」http://mizbering.jp/

○　本年の 10 月には、 国内外の水辺のプロデュサーが水都大阪に集い、水辺の賢い使い方について語り合う 「 ミズベリング世界会議」の開催を予定しています。
そこで近畿地方整備局では、今回の「 全国一斉社会実験 『水辺で乾杯』 」を、「ミズベリング世界会議 」のプロモーション、 キックオフイベント としても位置づけ、以下の場所に”水辺“マニアが集い、景気よく水辺で乾杯しようと思っています。
参加資格はお酒で乾杯される方は二十歳以上に限りますが、ノンアルコール であればどなたでも参加可能ですので 、 是非、「 なんか面白そう」と思われる方は、現地に飲み物を持参してご集合下さい。

日　　時：2015 年 7 月 7 日午後 7 時 7 分
場　　所：中之島公園
（ 京阪　なにわ橋駅東側付近 ）
持ちもの：乾杯用のワンドリンク
※申し込み不要です。
※雨の場合は集まりません。

ミズベリング・プロジェクト
かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を、創造していくプロジェクトです。ミズベリングは「水辺＋RING(輪)」、「水辺＋R(リノベーション)＋ING(進行形)」の造語。水辺に興味を持つ市民や企業、そして行政が三位一体となって、水辺とまちが一体となった美しい景観と、新しい賑わいを生み出すムーブメントを、つぎつぎと起こしていきます。

7月7日午後7時7分、
1万人がタナバタイムに乾杯すれば
日本の水辺はちょっといい感じ！

MIZBERING
7.7
水辺で乾杯
MIZCAN

MIZBERING
ミズベリング

最も身近ないつもの水辺を創造的にイメージする人が増えると
知らなかった地域の魅力がきっと見つかる。

全国一斉社会実験 水辺関心創造アクション

水辺で乾杯

この計画は、そこにある水辺を粋に静かに楽しんでみる風流な実験です。
水辺に数人が集い、日常の風景を少し変えてみるシンプルなプログラムです。
夏の夕暮れの水辺に人が集うと、どんな感じがするかをシェアしてみましょう。

水辺で乾杯アクション5カ条

1 事前に水辺を感じられる、それっぽい場所を選んでおきましょう。
2 青い物を身につけるなどの粋な趣向がそれなりの一体感を作ります。
3 お気に入りの一品を持って水辺に集まる不思議な感じを味わいましょう。
4 長居はせず滞在は30分程度として、現状回復し速やかに退去しましょう。
5 そのまま帰るのは淋しいので、場所を変えて飲むのもいいでしょう。

○夏の夕暮れ、
水辺を肴に乾杯する
実験です。

イベント情報

平成27年7月～9月

エリア	イベント名	河川名	開催日	場所	問い合せ先	概要・見どころ	交通機関
大阪府	平成OSAKA天の川伝説2015	大川（旧淀川）	７月７日（火）19:20～21:00	大川・天満橋～北浜周辺（大阪府大阪市中央区北浜東１－２）	平成OSAKA天の川伝説事務局（関西・大阪21世紀協会内）住所：大阪市北区中之島6-2-27中之島センタービル29階ＴＥＬ：06-7507-2006FAX：06-7507-5945	七夕の夜、人々の願いごとを託したLED（発行ﾀﾞｲｵｰﾄﾞ）を光源とする光の球”いのり星Ⓡ”をいっせいに川面に放流し、大川を”天の川”にします。	京阪本線天満橋駅より、西へ徒歩２分。
	大阪　川の日写真コンクール	大川（旧淀川）	（表彰式）７月７日（火）17:30～18:00（展示）７月10日（金）～７月31日（金）	（表彰式）川の駅「はちけんや」（住所：大阪府大阪市中央区北浜東１－２）（展示）津波・高潮ステーション（大阪府大阪市西区江之子島２丁目１番６４号）他	大阪府都市整備部　河川室河川環境課　管理グループ 電話番号　06-6944-9304FAX番号　06-6949-3129住所　〒540-0008　大阪府大阪市　中央区大手前３丁目２－１２別館４階	☆賞　　大阪府知事賞　他	京阪本線天満橋駅より、西へ徒歩２分。
	狭山池歴史ウォーク	狭山池	毎月第２日曜日AM10:00～12:00	狭山池博物館（大阪府大阪狭山市池尻中2丁目）	狭山池博物館TEL：072-367-8891	一周２時間のｳｫｰｷﾝｸﾞと毎回異なるﾃｰﾏの講演	南海電鉄なんば駅より高野線にて大阪狭山市駅下車、西へ徒歩１０分。
京都府	鴨川納涼２０１５	鴨川	８月１日（土）～８月２日（日）	鴨川河川敷三条～四条間	京都府観光連盟０７５－４１１－９９９０	・河川愛護、水環境保全、地球温暖化防止等の啓発 ・京都の伝統産業、文化の紹介 ・京都ふるさとの集い連合会によるふるさと産品の展示即売 ・同時開催の「京の七夕」との連携企画	最寄り駅：　京阪祇園四条駅下車　徒歩１分
	第39弾鴨川探検！再発見！	鴨川	８月中旬（予定）	鴨川の北山大橋周辺	京都府建設交通部河川課０７５－４１４－５２８７http://www.pref.kyoto.jp/kamogawa/1170046924991.html	鴨川の魅力を、自然観察会や歴史文化の学習会などを通じて改めて発見し、河川愛護や自然環境保全への関心と主体的な取組の輪を広めてもらう。	最寄り駅：　京都市営地下鉄北山駅下車　徒歩１０分
	京の七夕	①鴨川②堀川	8月1日～8月10日午後7時～午後9時半（ライトアップ時間）	①鴨川会場（四条大橋～御池大橋）②堀川会場（二条城前（御池通）～（今出川通））	京の七夕実行委員会事務局〒604-0911京都市中京区河原町二条上ル清水町359番地　ＡＢビル2階京都市産業観光局観光MICE推進室内電話：075-222-0389問合せ時間：平日9：00～17：30（土日祝休み）E-Mail：jimukyoku@kyoto-tanabata.jpURL：http://www.kyoto-tanabata.jp/	「一年に一度、願いごとをする」という七夕にちなみ、旧暦の七夕にあたる８月に「願い」をテーマに開催。京都ならではの七夕風情が楽しめる１０日間。 ① 鴨川会場では、鴨川右岸に丸く編んだ竹かごに京の伝統技術を用いた風鈴を入れ、LEDで灯りをともす「風鈴灯」や、煌びやかな光の笹が続く「竹と灯りの散策路」などを設置し、幽玄の世界を創出します。 ② 堀川会場では、夜空に浮かぶ満天の天の川を再現した「光の天の川」や、光の演出により水面に艶やかに浮かび上がる「光の友禅流し」などで幻想的に演出します。 今年も「京の七夕　絵はがき短冊」（1枚100円）を、会場限定で販売いたします。お寄せいただいた願いは京都五山の送り火などでお焚き上げし、天に届けます。会場へお越しになられた際には、是非あなたの「願い」を書いて、笹へ飾り付けてみませんか。	①鴨川会場京阪三条駅徒歩5分、京阪祇園四条駅徒歩5分、阪急河原町駅徒歩5分 ②堀川会場京都市営地下鉄二条城前駅徒歩1分
奈良県	第２１回みんなのかっぱ教室	飛鳥川	７月２０日１０時～１５時	国営飛鳥歴史公園石舞台地区（あすか風舞台・飛鳥川）（奈良県高市郡明日香村）	奈良県河川課TEL：0742-27-7504	川に親しむとともに、川の現状や水環境改善意識の啓発を目的に、小学生とその保護者等を対象にリバーウォッチング（水生生物の観察会）などを行います。（要申込）	・近鉄飛鳥駅または橿原神宮駅より明日香周遊バスにて「石舞台」バス下車 ・桜井駅より奈良交通バス「石舞台」バス停下車
	大滝ダム体験ツアー	吉野川	７月２６日９時30分～１１時30分	大滝ダム（奈良県吉野郡川上村）	紀の川ダム統合管理事務所　管理課TEL　0747-25-3013http://www.kkr.mlit.go.jp/kinokawa/	森と湖に親しむ旬間（奈良県山の日・川の日）に関連づけた大滝ダム見学会	近鉄大和上市駅からバスで約25分（大津古下車）徒歩15分
	第１６回あつまれ！あおがき探検隊	布留川	７月２６日９時30分～１４時	天理ダム（奈良県奈良市天理市長滝）	奈良県天理ダム管理センターあおがき探検隊事務局TEL：0743-63-2505	普段は見られないダムの堤体内の探検と、近くの布留川でのリバーウォッチングを実施します。（要申込）	天理駅から無料送迎バス運行予定

※予約が必要なものもありますので、事前に問い合わせ先やホームページ等でご確認のうえお越し下さい。

【編集後記】

「さらさ」２０１５夏号の編集を務めさせていただきました。
発刊に向けた編集は、初めてのことでしたが、各府県市の担当の方々と情報交換をする中で、記事が意思を持ったかのように集まってくる様子に、気持ちに余裕が生まれ、遊び心、これも初めて生まれ、空を見上げることができました。（1頁）
このように発刊できたことについて、お忙しい中記事を投稿していただいた方々をはじめ、紙面を借りてお礼を申し上げます。

編集担当：大阪府都市整備部河川室河川整備課計画G　河瀬　章布